

奈良県告示第百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、弁之庄土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十年六月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉川 彰治	葛城市弁之庄二七二
〃	植田 隆幸	〃 三二二
〃	森本 貢	〃 三二〇
〃	和田 旨弘	〃 二八一
〃	和田 直幸	〃 二九二
〃	小山 隆	〃 一五六―六
〃	和田 善弘	〃 三一六
監事	谷村 大彦	〃 二六七
〃	田仲 康二	〃 三二四
〃	百井 弘	〃 二五三―二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	森本 貢	葛城市弁之庄三二〇
〃	和田 守一	〃 三〇六
〃	吉川 利雄	〃 九九
〃	西川 伸司	〃 二四六―三
〃	寺本 喜英	〃 二六九
〃	和田 直幸	〃 二九二
〃	和田 善弘	〃 三一六
監事	田仲 祥悟	〃 三一七
〃	和田 旨弘	〃 二八一
〃	小山 隆	〃 一五六―六